

保険外併用療養費(選定療養) 変更のお知らせ

平成28年4月1日より
当院の初診時保険外併用療
養費が5,400円(税込)に
変更となります。

初診時保険外併用療養費とは・・・

「初期の治療は地域の医院・診療所等で、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う」という、医療機関の機能分担推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

「平成8年4月1日：健康保険法改定」

この制度に基づき、ベッド数1,053床の当院では初診時に紹介状をお持ちでない患者さんを対象に、保険外併用療養費として5,400円をお支払いいただきます。

当院は、急性期病院として地域の医療機関との連携を密にして患者さんに安全で質の高い医療を提供できるよう努めております。できるだけかかりつけの医師より紹介状をいただきご受診いただきますようお願いいたします。

ご理解の上、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

平成28年3月 病院長